

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	松山市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託      ・      一部委託      ・      委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 松山市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成のための研修の実施</p>
事業内容	<p>市民後見活動に興味を持つ地域住民に対し、市民後見人養成のための研修を実施する。</p> <p>&lt;研修名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人成年後見事業支援員フォローアップ研修会</li> <li>・ 松山市市民後見人養成講座（基礎／実務編）</li> </ul> <p>&lt;法人成年後見事業支援員&gt;</p> <p>松山市社会福祉協議会が実施する法人成年後見事業において「法人成年後見事業支援員（6名）」が月1～2 回程度の定期訪問等を通して、財産管理や身上監護の実務をおこなっている。</p> <p>修了者数：68名（平成26年度修了者数5名）</p>
事業スケジュール （予定を含む）	<p>○法人成年後見事業支援員フォローアップ研修会 日時：平成26年11月26日（水）10：00～12：00 内容：被後見人死亡に伴う流れと実務について</p> <p>○松山市市民後見人養成講座（基礎／実務編） （基礎編）日程：平成26年12月3日（水）～平成27年1月14日（水） （体験実習）期間：平成27年1月中旬～2月中旬 各施設等（高齢者、知的・精神障がい者） （実務編）日程：平成27年2月18日（水）、25日（水） 内容：実務研修</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①後見等開始の審判の流れ</li> <li>②成年後見実務の基本的視点</li> <li>③財産管理と身上監護1（GW）</li> <li>④財産管理と身上監護2（GW）</li> <li>⑤現場における人権（GW）</li> </ol> <p>※募集時期は例年10～11月頃</p>
備考	

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	松山市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 松山市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人の活動の推進に関する事業</p>
事業内容	<p>成年後見制度や市民後見制度を幅広く啓発することにより、市民や福祉関係者等への理解と協力を得るとともに、松山市が取り組んでいる市民後見人の養成を促進し、認知症高齢者等社会的弱者が安心して暮らすことができる地域づくりにつなげることを目的として研修会を行う。</p> <p style="text-align: center;">【事業名】平成 26 年度成年後見制度・市民後見人啓発事業研修会 － 高齢者や障がい者が安心して地域で暮らすために －</p> <p>&lt;中島&gt; 日時：平成26年10月8日（水）9：30～11：30 内容：演題「詳しく知ろう！成年後見制度」 ～認知症高齢者や知的・精神障がい者を守るために～ 講師：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 虐待防止地域連携推進委員会 委員長 谷本 亜希美 氏 対象者：一般市民、中島地区民生児童委員 場所：中島ふれあいセンター 集会室 参加者数：34名</p> <p>&lt;北条&gt; 日時：平成26年11月20日（木）13：40 ～ 15：10 内容：演題「詳しく知ろう！成年後見制度」 ～認知症高齢者や知的・精神障がい者を守るために～ 講師：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 副支部長 山崎 元昭 氏 対象者：一般市民、北条地区民生児童委員ほか 場所：松山市北条福祉センター 2階大会議室 参加者数：71名</p>
事業スケジュール (予定を含む)	
備考	

# 平成 26 年度松山市市民後見人養成講座（基礎／実務編）開催要領

1. 目的 この講座は、認知症高齢者や地域で生活する障がい者が増加する中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを目指し、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護する「成年後見制度」や「市民後見人」等を周知・啓発するとともに、その担い手として、地域住民の視点で地域福祉に貢献する「市民後見人」を養成することを目的とする。

## （松山市における市民後見人）

松山市では、平成 23 年度より松山市社会福祉協議会（以下、市社協）が「市民後見推進事業（国庫補助事業）」を市より受託し市民後見人養成講座等の事業を実施しております。

なお、市民後見人となるためには、当講座受講対象者で市民後見人として活動を希望する人であるとともに、本講座（基礎／実務編）の全課程を修了後、市社協の面接を受け、適任者については市社協事業「法人成年後見事業」での実務及びフォローアップ研修等を受講していただきます。

この実績等を踏まえ、松山市が「市民後見人候補者」として松山家庭裁判所に推薦することとしております。

2. 内容および日程 別紙のとおり

3. 場 所 松山市総合福祉センター 4階 ボランティア研修室ほか  
※体験実習は各施設（市内）

4. 受講対象者 (1)市民後見人として活動を希望する人

(受講要件)

- ①年齢が 25 歳以上の方
  - ②松山市に在住している方
  - ③高齢者や障がい者等の成年後見制度に理解がある方
  - ④当該研修のすべてに参加することができる見込みがある方
  - ⑤バイク又は自動車の運転免許を有する方
  - ⑥会社等に常勤していない人
  - ⑦福祉施設の勤務等で利益相反とならない人
  - ⑧次のア.イ.ウ.いずれにも該当しない方
- ア. 民法第 847 条の欠格事由に該当する方

(※後見人等になれない理由者)

次に掲げる者は、後見人となることができない。

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ③ 破産者

イ. 民法第 20 条に規定する制限行為能力者

(※判断能力が不十分な方)

未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力に制限を受ける方。

ウ. 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項の規定により被成年後見人と認められる方及び同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる方。

(※旧法で被成年後見人及び被保佐人とみなされる方)

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年被後見人及び成年後見監督人とみなす。

5. 定 員 20名（応募多数の場合は抽選となります。）
6. 受 講 料 テキスト代 5,875 円（市民後見人養成講座 1～3）発行:民事法研究会  
なお、別途研修に係る交通費や昼食代は各自ご負担ください。
7. 応 募 方 法 開催要領をご確認のうえ、別紙参加申込書に必要事項をご記入の上、  
平成 26 年 11 月 19 日(水)までに直接または郵送、FAXにて下記、  
申込先へ申込みください。
8. そ の 他 本養成講座を修了しても、必ずしも全ての方が後見人になれるとは限り  
ません。また、受講により何らかの資格が得られるわけではありません。
9. 申 込 先 〒790-0808 松山市若草町 8-2  
及 び 社会福祉法人松山市社会福祉協議会 権利擁護センター  
問 合 先 市民後見人養成講座 係（担当：田中）  
TEL (089) 913-9046 / FAX (089) 941-4408

## 松山市市民後見人養成講座（基礎／実務編） 参加申込書

※直接または郵送、FAXにてお申し込みください（FAX:089-941-4408）

氏 名	( 男 ・ 女 )		職業	
生年月日	昭和	年	月	日 ( 歳 )
住 所	〒			
連絡先	自宅			携帯

☆市民後見人養成講座受講の動機をご記入ください。（400字以内）

<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">(This area contains a large grid for writing the motivation for attending the course. The grid is 25 columns wide and 20 rows high, with a horizontal line separating the top 10 rows from the bottom 10 rows.)</p> </div>																								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ご記入いただいた個人情報は、松山市社会福祉協議会が厳重に管理し、松山市市民後見人養成講座にのみ利用し、他の用途に使用しません。

市民後見人養成講座(基礎編)

開催日	時間(分)	単位	時間(分)	内容	講師
H26 12/3 (水)	9:00~12:00	3	180	成年後見制度、市民後見人について ※成年後見制度概論	司法書士
	13:00~14:30	1.5	90	成年後見制度概論(法律行為・契約・代理等) ※民法等の法律に基づく成年後見制度の仕組みと 成年後見人の職務概要	司法書士
	14:30~16:00	1.5	90	介護保険・高齢者(福祉)施策について ※介護保険制度、高齢者虐待防止法	松山市介護保険課
H26 12/10 (水)	9:00~9:30	0.5	30	体験実習について	松山市社会福祉協議会
	9:30~12:00	2.5	150	高齢者・障がい者の権利擁護 「成年後見に必要な人権の基礎知識」及び「日本国 憲法が保障する人権一覧」	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授
	13:00~14:30	1.5	90	障がい者(福祉)施策について ※障害者総合支援法(福祉サービス)、障害者虐待 防止法	松山市障がい福祉課
	14:30~16:00	1.5	90	生活保護制度について	松山市生活福祉総務課
※平成26年12月17日(水)は、暴風雪、波浪警報発令のため中止し、平成27年1月7日(水)へ順延となった。					
H26 12/24 (水)	9:00~11:00	2	120	成年後見人に必要とされる民法等の法的基礎知識 ※「民事上」「権利能力」「意思能力」等、民事上の基礎的な法律用 語の意味等について	司法書士
	11:00~12:00	1	60	体験実習における留意点について	松山市社会福祉協議会
	13:30~15:30	2	120	家庭裁判所の役割(見学)	松山家庭裁判所 調査官
H27 1/7 (水)	9:00~10:30	1.5	90	認知症高齢者の理解および支援について ※認知症サポーター養成講座	社団法人認知症の人と家族の会 愛媛県支部
	10:30~12:00	1.5	90	知的障がい者の理解および支援について	松山市南部地域相談支援センター 障害者相談支援専門員
	13:00~14:30	1.5	90	消費者被害の現状について ※消費生活センターとは?消費者被害の現状と悪質商法から身を 守る方法について	松山市消費生活センター相談員
	14:30~16:00	1.5	90	精神障がい者の理解および支援について	一般社団法人 指定一般相談支援事業所サポート 障害者相談支援専門員
H27 1/14 (水)	9:00~10:30	1.5	90	任意後見制度の概要(意義・契約類型) 公証役場について	松山公証人合同役場公証人
	10:30~12:00	1.5	90	リスク管理、個人情報の保護	弁護士
	13:00~15:30	2.5	150	市民後見人の今後の課題	松山大学法学部法学科教授
	15:30~16:00	0.5	30	日常生活自立支援事業の概要	松山市社会福祉協議会
		29	1,740		

市民後見人養成講座(体験実習)

開催日	時間(分)	単位	時間(分)	内容	講師
1月初旬 ~ 2月中旬				体験実習(高齢者・知的、精神障がい者)	各施設等

市民後見人養成講座(実務編)

開催日	時間(分)	単位	時間(分)	内容	講師
H27 2/18 (水)	9:00~10:00	1	60	後見等開始の審判の流れ	司法書士
	10:00~12:00	2	120	成年後見実務の基本的視点	司法書士
	13:00~16:00	3	180	財産管理と身上監護1(GW)	司法書士
H27 2/25 (水)	9:00~12:00	3	180	財産管理と身上監護2(GW)	司法書士
	13:00~16:00	3	180	現場における人権(GW)	愛媛県社会福祉士会
		12	720		